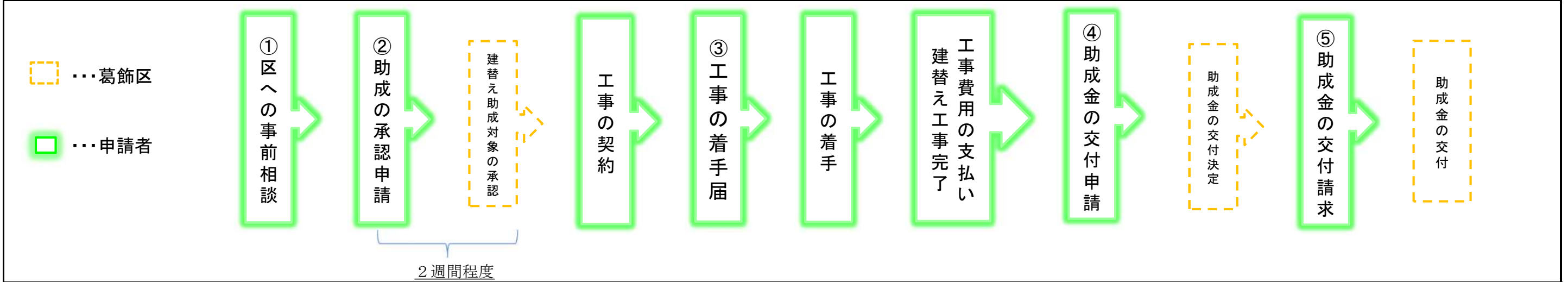


不燃化特区内の老朽木造住宅（軽量鉄骨造を含む）の建替えによる除却及び設計等の費用を助成します

助成手続きの流れ



助成を受けるための要件	
<p>◎除却する老朽建築物◎</p> <p>□葛飾区の不燃化特区内である</p> <p>□主要構造部が木造または軽量鉄骨造である ※2以上の主要構造部がある場合、建築物の延べ床面積の2分の1以上の構造部</p> <p>□耐用年数が2/3を経過したもの 【木造：14年8ヵ月以上 木造モルタル：13年4ヵ月以上 軽量鉄骨造：18年以上】</p> <p>□除却する老朽建築物が一戸建て住宅、長屋又は共同住宅である ※店舗等の用途を兼ねる場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の3分の1以上</p>	
<p>◎建替え後の建築物◎</p> <p>□除却する住宅と同じ敷地の全部又は一部に建築物を建てること</p> <p>□耐火建築物又は準耐火建築物である</p>	
助成を受けられる方	
<p>□老朽建築物の所有者又は2親等以内の親族である</p> <p>□除却工事及び建替え工事の両方の経費を支払う</p> <p>□販売目的の建築物でないこと</p>	
助成内容	
<p>下記の1と2をあわせて最大200万円まで</p> <p>1：除却助成額 ア：除却延べ床面積×27,000円/㎡ イ：実際の解体工事費 注) 公有地に面するブロック塀等を有する場合、別途助成金がございます。</p> <p>2：建替助成額 ア：要綱<別紙1 p6別表第1>の額 イ：実際の設計・監理費 注) 面積は住宅部分に限ります。</p>	<p>【計算例】</p> <p>除却面積60㎡、建替え後の面積が90㎡のとき</p> <p>1：除却助成額 ア：60㎡×27,000円=1,620,000円 イ：1,600,000円 イが助成対象額となります。</p> <p>2：建替助成額 ア：90㎡以上95㎡未満・・・1,315,000円 イ：1,200,000円 イが助成対象額となります。</p> <p>助成額：1,600,000円+1,200,000円=2,800,000円 この場合、満額の200万円が助成金額となります。</p> <p>注) 共同住宅の場合、算出方法が異なります。</p>

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区不燃化特区建替助成対象工事承認申請書	
□2	事業計画書	記入例は<別紙2>参照
□3	案内図	
□4	公図の写し	インターネット版は不可
□5	ア. 既存建築物の建築確認済証 イ. 既存建築物の登記事項証明書 ウ. 固定資産税通知書及び課税明細書 エ. 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類	ア～エの内、いずれか一つの写し インターネット版は不可
□6	既存建築物の配置図、平面図、面積表（除却範囲を記載）	
□7	敷地及び対象建築物の写真	
□8	消費税額仕入税額控除確認書	
□9	経費見積書	除却・設計費用がそれぞれ分離したもの
□10	委任状及び2親等以内の親族関係が分かる書類（戸籍全部事項証明書等）	※下記に該当する場合必要。共有名義の場合は委任状のみ □既存建築物の所有者と申請者が異なる場合 □既存建築物または建替え建築物が共有名義の場合 記入例は<別紙3>参照
□11	同意書及び同意者の権利関係がわかる書類（建物登記簿等）	※除却する建築物が長屋の一部の場合必要

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区不燃化特区建替助成対象工事着手届	
□2	防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書、通知書の写し	
□3	経費見積書（変更がある場合のみ）	除却・設計費用がそれぞれ分離したもの
□4	請負契約書の写し	除却・設計で契約が別の場合はそれぞれの契約書の写し
□5	工程表	
□6	建設業許可登録証の写し又は解体工事業登録証の写し	
□7	工事請負者の建設業許可登録証の写し	建設業法施行令第1条の2に定めるものを除く

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区不燃化特区建替助成金交付申請書	
□2	建築確認済証の写し	
□3	建築確認申請書類の写し （一～五面、案内図、配置図、立面、各階平面、耐火構造等仕様書）	
□4	建替建築物の完了検査済証の写し	
□5	建替建築物の登記事項証明書の写し	インターネット版は不可
□6	工事中及び工事完成写真	
□7	請負契約書の写し（変更がある場合のみ）	契約変更があった場合、積算書も含む
□8	領収書の写し	収入印紙付

No.	提出書類	注意事項・備考欄
□1	葛飾区不燃化特区建替え助成金請求書	

①区への事前相談